



産業廃棄物の
適正処理のために

～排出事業者のみなさまへ～

仙 台 市

はじめに

現代社会においては、大量生産、大量消費に支えられた豊かな生活を享受することができますが、その反面、大量の廃棄物を生み出し、オゾン層の破壊や地球の温暖化等の問題を引き起こしました。現在ではこれらの環境問題は一層深刻化しており、今後の持続的な発展を可能にするために、循環型社会の構築が地球規模での課題となっています。

国においては、循環型社会の形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が定められ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明確にされました。さらに、プラスチック製品、容器包装、家電、食品、建設廃棄物、自動車に関する個別のリサイクル法が制定されるなど、循環型社会の基盤づくりが進んでいます。

こうした動きの一方で、産業廃棄物の大規模な不法投棄が次々と報じられるなど、循環の環を乱す廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)が数次にわたって改正され、不適正処理に対する罰則が強化されるとともに、排出事業者の責任が強化されてきました。

排出事業者の責任は、廃棄物の処理を委託し料金を払えば終了するものではなく、廃棄物が最終処分されるまで適切に管理することが求められています。管理が適切に行われない場合には、排出事業者が廃棄物処理法違反に問われたり、時には、不法投棄された廃棄物の撤去を命じられたりする等、多額の費用負担や大切な企業イメージの低下を招くことも考えられます。

仙台市では、関係機関と連携をとりつつ、立入調査や行政指導等によって、廃棄物の適正処理、発生抑制、再生利用の推進に努めており、その一環として、産業廃棄物の具体的な取扱いの手引きを作成しています。

排出事業者におかれましては、廃棄物の適正な処理を行うため、この手引きを活用していただければ幸いです。

目次

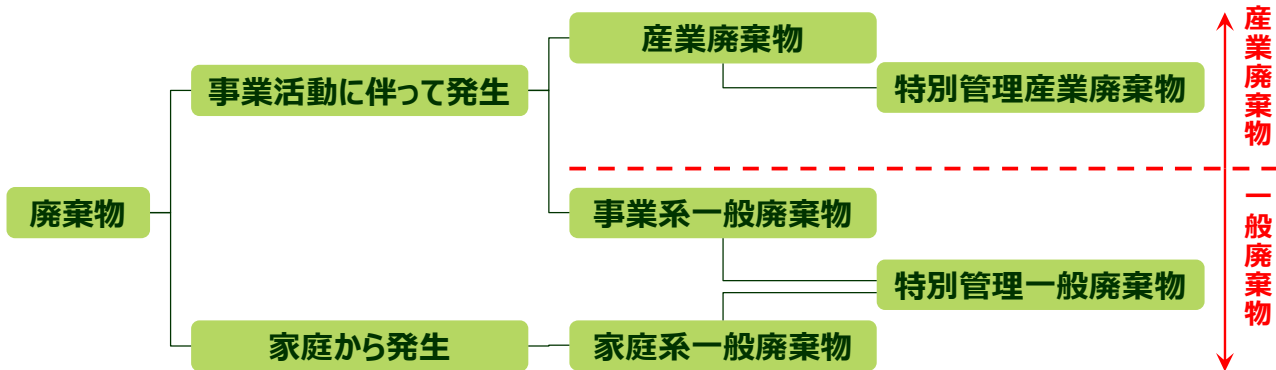
1. 廃棄物とは何か	2
2. 廃棄物の処理の流れ	3
3. 発生から運搬まで	4
4. 排出事業者による収集運搬・処分	6
5. 処理業者に委託する場合	8
6. マニフェストの交付	10
7. 建設工事における排出事業者	12
8. 特別管理産業廃棄物	14
9. 指定有害廃棄物	16
10. 多量排出事業者の責務	16
11. 市内搬入処分届出	16
12. 産業廃棄物の種類	17
13. 特別管理産業廃棄物の種類	18
14. 届出・報告一覧	20
15. 罰則	22
16. 関係機関	24

1.廃棄物とは何か

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう、と定義されており、産業廃棄物とそれ以外の廃棄物(一般廃棄物)に大別されています。

廃棄物の分類

廃棄物は、次のとおり分類されます。



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類(P.17参照)のもの及び輸入された廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く)

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物であって産業廃棄物以外のもの

例)事務所から排出される紙くず・茶殻、飲食店から排出される残飯・厨芥類等

家庭系一般廃棄物

一般家庭の生活から出るごみ

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして特に定められたもの(P.18参照)

例)PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器・油等、有害物質を含む産業廃棄物等、医療関係機関等から排出される使用済み注射針等

以下のものは、廃棄物ではありません。

- 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、その漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- 有価物(*)

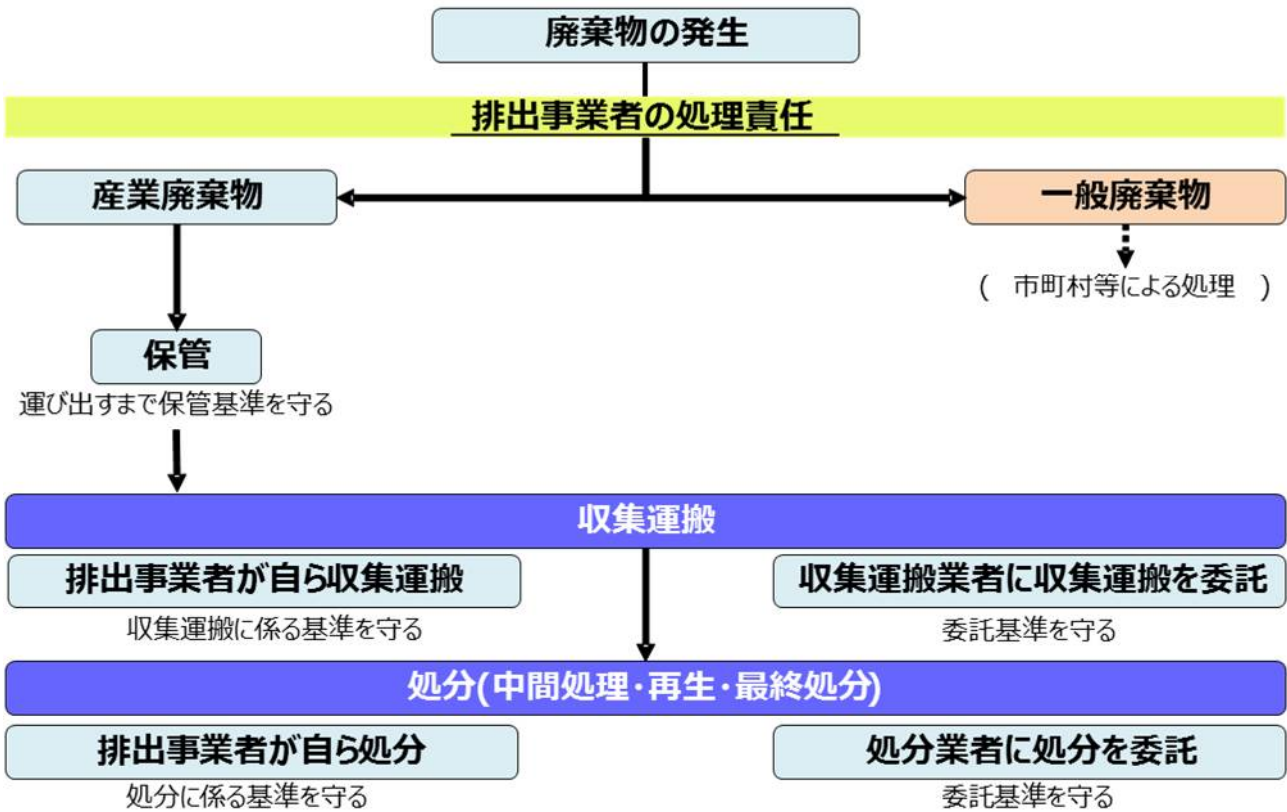
*「有価物」に該当する場合

排出した不要物が有償売却される場合、「有価物」として扱われることとなり、廃棄物処理法の「廃棄物」としての規制を受けなくなります。この場合は通常の商取引のように、売買契約で取引されます。

ただし、法律の規制を逃れるために、有価物の取引を装って廃棄物の不適正処理が行われる場合があるため、売買契約の形をとっていても売却利益から輸送費等の経費を差し引いた結果、排出事業者が赤字(逆有償)となる場合や、取引される物が、その性状・排出の状況・取引価値の有無などから見て「有価物」とはいえない場合などは、有価物の取引と認められません。

2. 廃棄物の処理の流れ

事業活動に伴って発生する廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき、以下の流れで行われます。



区分		解説	
処 □ □	収集運搬	廃棄物を排出場所から収集し、処分する場所へ運搬すること	
	処 分	中間処理	大きな廃棄物は小さく、有害な物質は無害化すること (焼却・破砕・圧縮・脱水等)
		最終処分	環境を損なわないように陸上埋立すること等
		再生	廃棄物から原料や製品をつくること

ポイント

事業活動に伴って発生した廃棄物が産業廃棄物になるのか、一般廃棄物になるのかで処理ルートは大きく変わってきますが、排出事業者は、事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があり、とりわけ産業廃棄物については処理責任が強化されています。排出事業者は廃棄物の処理を許可業者へ委託できますが、その場合においても排出事業者の責任で適正に委託しなければなりません。

建設工事において排出事業者は原則として元請業者になります。この場合、下請業者が産業廃棄物の処理をするためには廃棄物処理法に基づく許可が必要になります。許可のない下請業者が処理を行うと違法になり、罰則は元請業者(無許可業者への委託)と下請業者(無許可営業)の両者へ適用されます。(P.12-13 参照)

3.発生から運搬まで

分別

発生した廃棄物は、廃棄物の種類や処分先ごとに分別するだけでなく、再生利用できる物や売却できる物を積極的に分別し、リサイクルや減量化を行ってください。

【分別するときの注意】

- 発生した時点で、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物に大別し、それぞれにつき種類ごとに分別すること
- 分別に使う容器や袋、集積場に廃棄物の種類を明記して、混合されないようにすること
- 処理委託するときは、委託業者ごとに分別すること

保管

産業廃棄物が事業場から排出されるまでの間、分別した産業廃棄物ごとに保管を行ってください。

【保管するときの注意】

- 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管場所の周囲に囲いを設けること
- 屋外で容器に入れずに保管する場合は、積上げ高さの上限を超えないようにすること

①廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から登り勾配50%以下

*50%勾配

水平距離 10m あたりの高さが 5m となるような傾き(約 26.5 度)

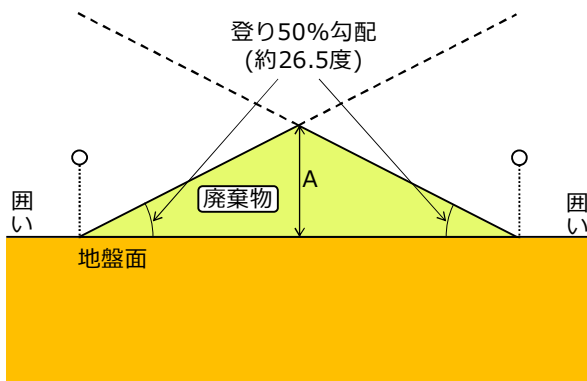
②廃棄物が囲いに接する場合(構造耐力上安全な囲いに限る。)

囲いの内側2mは水平とし、囲い高さ50cm以上の空間(段差)をとる

水平に2m以上離れた内側は、2m線から登り勾配50%以下

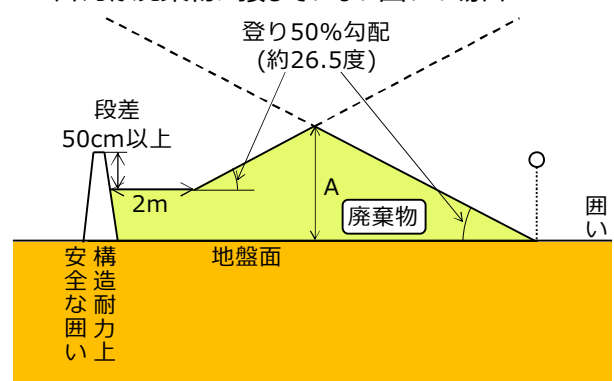
高さの上限の判定例

(1)両方が廃棄物に接していない囲いの場合



A=高さ上限(保管の最大高さ)

(2)片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接していない囲いの場合



A=高さ上限(保管の最大高さ)

- 廃棄物が飛散、流出、地下への浸透又は悪臭が発散しないようにすること
- 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、必要な排水溝その他の設備を設けると共に、底面を不透性の材料で覆うこと
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- 水銀使用製品産業廃棄物の保管にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること
 - a. 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
 - b. 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 特別管理産業廃棄物を保管する場合には、次の事項についても必要な措置をとること
 - ① 保管にあつては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けること
 - ② 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講ずること
 - 1) 廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにすること
 - 2) 廃酸又は廃アルカリは、容器等に密封等し、腐食を防止すること
 - 3) 腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止の措置をとること
 - 4) 感染性廃棄物については、必ず、密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包すること
 - 5) 廃石綿等については、大気中に飛散しないように、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料(厚さ0.15mm以上のプラスチック袋が望ましい)で二重に梱包すること
 - 6) 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物については、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにし、腐食防止の措置をとること
 - 7) 廃水銀等については、飛散、流出又は揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにし、腐食防止の措置をとること
- 保管に関して必要な事項を記載した掲示板(縦横各60cm以上)を設置すること

掲示板の表示例

60cm 以上		60cm 以上
産業廃棄物保管施設		
廃棄物の種類	金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は明記	
積上げ高さ	最大保管高さ 〇〇m(屋外保管の場合)	
注意事項	関係者以外立入禁止 該当廃棄物以外搬入禁止	
責任者	総務部長 仙台 太郎	
連絡先	総務部庶務課 022-〇〇〇-〇〇〇〇	

4.排出事業者による収集運搬・処分

自己運搬

排出事業者が産業廃棄物を自ら運搬する場合は収集運搬業の許可は不要です。

ただし、産業廃棄物を目的地へ運搬するための基準を守る必要があります。

*建設工事においては、原則として元請業者が排出事業者になります。したがって、下請業者ががれき類等の産業廃棄物の収集運搬を行うためには、収集運搬業の許可が必要になります。(P.12参照)

- 飛散・流出を防止すること
- 悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上の支障を防止すること
- 産業廃棄物を収集運搬する車両に「表示」と「書面の備え付け」を行うこと

【表示の注意点】

- 見やすいこと ● 鮮明であること
- 車体の両側面に表示すること
- 識別しやすい色の文字であること

(表示例)

産業廃棄物収集運搬車(*1)
○△建設(株)(*2)

*1 JIS 規格 140 ポイント以上
(縦横 5cm 以上)の大きさ
*2 JIS 規格 90 ポイント以上
(縦横 3cm 以上)の大きさ

【書面の備え付け】

次の事項を記載した書類を携帯してください。(マニフェスト<P.10参照>をもって代えることができます。)

- 氏名又は名称及び住所
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬する産業廃棄物を積載した日

運搬に伴う積替・保管

運搬途中で、廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積み替えたり、そのための保管をする場合には、その基準を守る必要があります。

【積替】

- 積替場所には囲いを設け、積替場所であることの表示をすること
- 積替場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること

【保管】

- 保管は、一定基準(*1)を満たす積替をする場合以外には行わないこと
- 周囲に囲いを設けること
- 屋外で保管する場合は積上げの高さ上限を超えないこと
- 保管に関し必要な事項(*2)を記載した掲示板を設置すること
- 保管する場合の数量上限(*3)を超えないこと
- 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、必要な排水溝その他の設備を設けると共に、底面を不透性の材料で覆うこと
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること

*1 ● 積替した後の運搬先が定まっていること
● 適切に保管できる量を超えないこと
● 性状に変化が生じないうちに搬出する
*2 ● 前掲の掲示板の表示例に掲げた事項
● 保管できる数量の上限
*3 ● 保管場所における 1 日当たりの平均的な
排出量の 7 倍の数量

自己処分

排出事業者が産業廃棄物を自ら処分する場合は、処分業の許可は不要です。ただし、産業廃棄物を処分するための基準(飛散・流出の防止等)を守らなければいけません。

また、処理施設を設置するには、仙台市との事前協議が必要となる場合があります。詳しくは、環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課へご相談いただくか、または仙台市のホームページをご覧ください。

(ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 産業廃棄物の収集・運搬・処分業 > お知らせ > 産業廃棄物処分業の申請及び産業廃棄物処理施設の設置について)

産業廃棄物を生ずる排出事業者の帳簿備え付け

次の排出事業者は、それぞれの枠に掲げる事項を記載した帳簿(様式は自由)を備え、5年間保管する必要があります。

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、それに係るものを明らかにすること

①産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設を設置している排出事業者

当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに●処分年月日●処分方法ごとの処分量●処分(埋め立て処分及び海洋投入処分を除く。)後の持出先ごとの持出量

②産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う排出事業者

当該産業廃棄物の種類ごとに●運搬に関する事項(・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地・運搬年月日・運搬方法・運搬先ごとの運搬量・積替え又は保管を行った場合には積替え又は保管の場所ごとの搬出量)●処分に関する事項(・当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地・処分年月日・処分方法ごとの処分量・処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量)

③法第12条の7第1項の認定を受けた者(記載事項略)

④特別管理産業廃棄物を生ずる排出事業者(P.15参照)

不法投棄の禁止

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん、山林や田畑などへ捨てたり放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。

なお、排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任が問われることがあるので注意が必要です。

不法投棄の罰則



5年以下の懲役

1千万円(法人は3億円)以下の罰金

5年以下の懲役+1千万円(法人は3億円)以下の罰金

(このほかに原状回復にかかる費用も請求されます)

ポイント

自分の土地の管理は大丈夫ですか?

自分の土地に不法投棄され投棄者が不明の場合、土地の管理(所有)者が片付けることとなります。困いを設置するなど容易に侵入できないようにし、定期的に土地の様子を確認するなどの管理を行いましょう。

不法焼却(野外焼却)の禁止

不法焼却とは、木くず、紙くず、廃プラスチック類等の廃棄物を、法律に定められた基準(*1)を満たす焼却施設を用いず、ドラム缶、一斗缶、ブロック積みなどで燃やすことで、宗教上の行事等の一部の例外(*2)を除いて廃棄物処理法により禁止されています。

不法焼却は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させたり、悪臭・煙害などで地域住民の方々に迷惑がかかることがありますので、絶対に行わないで下さい。

不法焼却の罰則



5年以下の懲役

1千万円(法人は3億円)以下の罰金

5年以下の懲役+1千万円(法人は3億円)以下の罰金

*1 次のような基準が満たされている焼却炉でなければ燃やすことはできません。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ① 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと | ④ 燃焼温度が800℃以上あること |
| ② 黒煙を排出しないこと | ⑤ 助燃バーナーが設置してあること |
| ③ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること | ⑥ 投入口に二重扉等が設置してあること(逐次投入方式の場合) |

焼却能力が一定規模以上の焼却施設の設置には仙台市の許可が必要となります。

*2 法令で定められている例外とは、以下のとおりです。

- I 法令で定められている廃棄物の処理基準に従った焼却
- II 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- III 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に定める焼却
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他の日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

5. 処理業者に委託する場合

排出事業者は処理を委託した場合でも、廃棄物が適正に最終処分されるまで、一連の処理に責任を負います。

排出事業者が、産業廃棄物の収集運搬を委託する場合は収集運搬業の許可を持つ者と、処分を委託する場合は処分業の許可を持つ者と、**それぞれ、書面で委託契約を結ばなければなりません。**

1. 許可業者を探す

許可業者を探す場合は、都道府県や政令指定都市等で作成している名簿やホームページ等を利用すると便利です。

許可は、

- 収集運搬 → 積み込む場所と降ろす場所の両方(積替・保管を行う場合にはその場所)
- 処分 → 処分を行う場所

の区域ごとに、都道府県知事や政令指定都市等の長の許可が必要となります。

例えば、仙台市以外の宮城県内で積み、仙台市で積替・保管し、山形市で降ろす場合、宮城県知事、仙台市長及び山形県知事の許可が必要になります。

※一つの政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集運搬を行おうとする場合の許可は、基本的には都道府県知事の許可、また、積替・保管を伴う収集運搬に係る許可は、当該積替・保管を行う場所の区域を管轄する都道府県知事又は政令指定都市等の長の許可となります。

2. 許可の内容を確認する

処理業者を決めるときには、委託しようとする処理の内容がきちんと許可の内容に含まれているかどうか、許可証の写しを求めるとして確認しましょう。

ポイント

- 処理しようとする区域ごとに許可を持っているか?
- 収集運搬で積替・保管が必要となる場合、積替・保管も含む許可となっているか?
- 委託しようとする産業廃棄物は、取り扱う産業廃棄物の種類に含まれているか?
- 処分を委託しようとする場合、処理方法、処理能力は適正か?

3. 処理の状況を確認する

排出事業者は、委託する産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

- ① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項の現地確認
- ② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることの確認

ポイント

- 委託した産業廃棄物の処理に係る施設が使用可能な状況にあるか?
(最終処分場残余容量が十分か、など)
- 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか?
- 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか?

4. 委託契約書を作る

委託契約書は書くべき事項が法律で定められており、5年間保存しなければなりません。また、委託契約書には、許可証の写しの添付が必要になります。

委託契約は、収集運搬業者と処分業者とそれぞれ締結する必要がありますが、収集運搬と処分を同一の者に委託しようとする場合は、一つの契約書でまとめることができます。

委託契約書の雛形は(公社)全国産業資源循環連合会で頒布しています。

【契約書に必要な記載事項】

<ul style="list-style-type: none"> ● 委託する産業廃棄物の種類、数量 ● 運搬を委託するときは運搬の最終目的地 ● 処分又は再生を委託するときは <ul style="list-style-type: none"> 処分又は再生の場所の所在地 処分又は再生の方法 施設の処理能力 ● 中間処理を委託するときは中間処理後残さ物の <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場所の所在地 最終処分の方法 最終処分施設の処理能力 ● 委託契約の有効期間 ● 受託者に支払う料金 ● 受託者が許可を受けている事業範囲 ● 運搬契約中、積替・保管を行う場合は <ul style="list-style-type: none"> 積替・保管場所の所在地 保管できる産業廃棄物の種類 積替のための保管上限 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定型産業廃棄物の場合は積替・保管場所で他の産業廃棄物と混合することの可否 ● 産業廃棄物の性状及び荷姿 ● 通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化 ● 他の廃棄物との混合により生ずる支障 ● その他取扱う際の注意すべき事項 ● 委託業務終了時の受託者からの報告に関する事項 ● 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された産業廃棄物の場合、その含有マークの表示に関する事項 ● 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨 ● 委託された産業廃棄物の性状等に変更があった場合の情報の伝達方法 ● 契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取り扱いに関する事項
<p>※契約書には、委託する産業廃棄物が受託者の事業の範囲に含まれることを証する書面として、許可証の写しの添付が必要です。</p>	

ポイント

- 委託しようとする産業廃棄物の種類を明記
- 「総量と価格」又は「予定数量と単価」を必ず記入
- 収集運搬で積替・保管が必要となる場合、積替・保管施設の情報も記載
- 中間処理を委託する場合は、最終処分の場所又は再生の方法を確認

Q&A

料金は、安ければ安いほどいいのではないですか？

安いには必ず理由があります。それが企業努力によるものでなく、不適正処理を前提にしている場合もあります。市価や常識に反して異常に安い場合は、よく確認しましょう。また、過大に値切ること控えましょう。適正な価格で契約せず、受託業者が不適正処理を行った場合、撤去費用の負担など排出者責任を問われるおそれがあります。

許可の期限が切れているのですが。

許可の有効期間は5年（優良認定業者の場合は7年）ですが、その更新のための審査期間中は、期限が過ぎても引き続き許可は有効ですので、このような場合は各自治体にお問合せください。

1回だけだから契約書を交わしたくないのですが。

どうせ今回だけだから、少しだけだから、早く持って行って欲しいから、といった理由で契約書を交わすことを拒否していませんか？

適正な委託契約を交わさないことは、不適正処理を生み出す温床となります。従って、法律でも重大な法律違反(委託基準違反)として罰則(3年以下の懲役、300万円以下の罰金又はこの併科)を定めております。処理業者が不法投棄等の不適正処理を行った場合、たとえ適正な処理料金を支払い、マニフェストを交付したとしても、委託契約書を交わさなければ排出者責任を問われることとなります。

口頭契約はできません。必ず書面で契約してください。

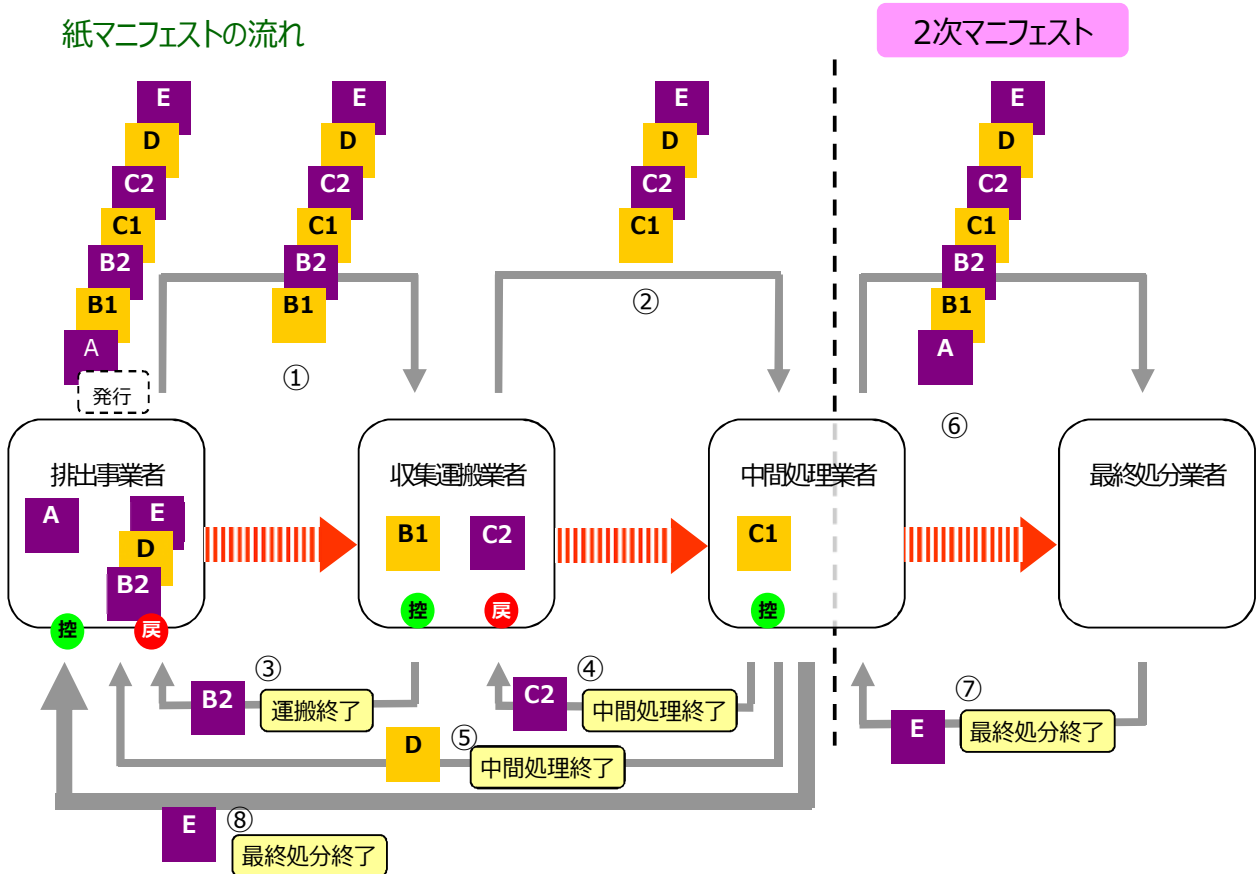
6. マニフェストの交付

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、産業廃棄物の移動状況を把握し、適正な処理を確認するためのものです。マニフェストは、**排出事業者が交付すること**から始まります。

マニフェストには、紙によるもの(通常は複写式)とインターネットを利用した電子マニフェストがあります。(P.11参照)

紙マニフェストは、それぞれの処理行程終了後、排出事業者に戻されますので、控えと照合して、適正に処理されたことを確認してください。

紙マニフェストの流れ



- ① 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しの際に必要な事項を記入してA票を保存し、残りを収集運搬業者に交付します。
- ② 収集運搬業者は、運搬終了後に必要な事項を記入し、B1票を保存、B2票を排出事業者に送付し、残りを中間処理業者に回付します。
- ③ 排出事業者は、収集運搬業者から運搬終了を示すB2票が送付されたら、A票と照合します。
- ④ 中間処理業者は、中間処理終了後に必要な事項を記入し、C1票を保存、C2票を収集運搬業者に送付、中間処理終了を示すD票を排出事業者に送付します。
- ⑤ 排出事業者は、中間処理が終了したことを確認し、A票と照合します。
- ⑥ 中間処理後の残さ物については、中間処理業者が新たにマニフェストを交付します。これを便宜上、2次マニフェストと呼びます。
- ⑦ 最終処分業者は、最終処分終了後にその旨を記入した2次マニフェストのE票を中間処理業者に送付します。
- ⑧ 中間処理業者は、最終処分が終了した旨を排出事業者から交付されたE票に記入し、排出事業者に送付します。排出事業者は、最終処分が終了したことを確認し、A票と照合します。

Q&A

マニフェストさえあればいいのですか？

マニフェストは廃棄物の流れを確認する非常に重要なものです。だからといってこれだけでよいわけではありません。先述の委託契約書と併せて必要となります。

マニフェストはどこで手に入るのですか？

マニフェストは法定の記載事項を満たせば自分で作成することもできますが、(一社)宮城県産業資源循環協会でも複写式のものを販売しています。

マニフェストは処理業者が交付するのですか？

マニフェストは**排出事業者が記入し、排出事業者の責任で交付する**ものです。

産業廃棄物輸送票 (マニフェスト) A票

排出事業者 (排出者) 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

収集運搬業者 (収集運搬者) 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

処分業者 (処分者) 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

種類 (普通産業廃棄物)	種類 (特別管理産業廃棄物)	数量 (及び単位)	備考
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	7424 燃えがら (有害)	
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	7425 廃油 (有害)	
<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	7426 汚泥 (有害)	産業廃棄物の名称
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	7427 廃酸 (有害)	
<input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 7200 炭アルカリ	7428 炭アルカリ (有害)	有害物質等
<input type="checkbox"/> 0600 炭プラスチック類	<input type="checkbox"/> 7210 炭アルカリ (有害)	7429 ばいじん (有害)	
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	7430 12号廃棄物 (有害)	
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等		備考・通信欄
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7423 ばいじん (有害)		

管理票の写し (排出者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)

管理票の写し (収集運搬者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)

管理票の写し (処分者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)

受領印 年月日 年月日 年月日

発行元 平成 年 月 日

排出事業者が記載する欄

- ドラム缶、バラ積み等梱包方法を記載してください。
- 廃棄物を特定しやすい名称を記載してください。(例：蛍光灯、パソコン)
- 2次マニフェストの場合使用

収集運搬業者が記載する欄

- 鉄くずなど有価物で抜き取った量を記載します。

- 各マニフェストが戻ってきた際に確認・照合した日付を記入してください。

処分業者が記載する欄

マニフェスト交付状況の報告

排出事業者は、**毎年6月30日まで**に、前年度に交付したマニフェストに関して、定められた様式で**市長に報告**する必要があります。報告書は、みやぎ産廃報告ネット<https://www.miyagisanpai.jp> (PDFデータを登録)、郵送又は持参することにより提出してください。報告書の枚数が数枚と少ない場合、FAXでも提出できます。(報告書の様式は、環境省のホームページhttps://www.env.go.jp/recycle/waste/manif_form.pdf又は仙台市のホームページ<https://www.city.sendai.jp/shido-jigyo/jigyosha/kankyohaikibutsu/jigyogomi/tetsuzuki/kanrihyo.html> からダウンロードできます。)

マニフェストの保存

排出事業者は、マニフェストの控え(A票)と処分業者から送付されるマニフェストの写し(B2票、D票、E票)をつき合わせることで、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したのち、A票は交付した日から5年間、B2票、D票、E票は送付を受けた日から5年間保存する必要があります。

マニフェストが正しく返送されないとき

マニフェストを交付した日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)過ぎてもB2票やD票が返ってこないとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握 ● 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 ● 市長に措置内容等報告書を提出
マニフェストを交付した日から180日過ぎてもE票が返ってこないとき	
記入すべき事項が記載されていない、虚偽の記載がある写しが返ってきたとき	
委託業者から収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した旨の通知を受けたが、当該産業廃棄物にかかるB2票、又はD票もしくはE票の送付を受けていないとき	

電子マニフェスト

電子マニフェストとは、インターネットを利用したマニフェストシステムです。パソコン上で運用するので、紙マニフェストを使用する必要はありません。電子マニフェストを利用するには、排出事業者・収集運搬業者・処分業者それぞれがJWNET(情報処理センター)へ登録する必要があります。

電子マニフェストシステムには、下記の特長があり、積極的な利用が勧奨されています。

- 簡単な入力操作でマニフェスト情報を登録・管理でき、記載もれがなくなる
- マニフェストの偽造がしにくく、データの透明性を高めることができる
- 紙マニフェストの5年間保存が不要
- マニフェスト交付状況の報告が不要

7.建設工事における排出事業者

建設工事(※)において、排出事業者は原則として元請業者になります。したがって、建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その処理を許可業者に委託する必要があります。

下請負人が、廃棄物の収集運搬や処分等の処理を受託するには、基本的に廃棄物処理業の許可を有している必要があります。

許可のない下請負人が処理を行うと違法になり、罰則は元請業者(無許可業者への委託)と下請負人(無許可営業)の両者へ適用されます。

※建設工事：土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部または一部を解体する工事を含まず。)

産業廃棄物の事業場外保管の際の事前届出制度

排出事業者は、建設工事に伴い発生する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を、排出した事業場の外において自ら保管するときは、事前に仙台市長への届出が必要です。違反した場合、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。



- 届出対象となる保管場所の面積は 300m² 以上
- 届出場所における産業廃棄物の保管は、産業廃棄物処理基準が適用(P.4、5、6 参照)
- 届出内容を変更する場合は、事前に変更届の提出が必要
- 保管場所での保管を廃止する場合は、その日から起算して 30 日以内に廃止届の提出が必要

届出の対象外

- ・収集運搬業許可の積替え保管施設での保管
- ・処分業許可や施設設置許可の範囲内で行う産業廃棄物の保管
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)特別措置法に基づく届出に係るPCB廃棄物の保管

非常災害時の届出

非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に仙台市長まで届け出る必要があります。

届出書の様式、詳細は仙台市のホームページをご覧ください。

(ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理 > お知らせ > 改正廃棄物処理法が平成23年4月1日から施行されました > 産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度)

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

以下のような一定の状況の下で、下請け業者は「事業者(排出事業者)」とみなされます。その場合、本来排出業者に適用される種々の基準が適用されることとなります。

● 下請負人による建設工事現場内での保管

元請業者から建設工事の全部又は一部を請け負った下請負人が行う保管について、その工事現場から産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、生活環境の保全上支障の無いように保管しなければなりません。

● 下請負人が収集運搬業許可不要で行える産業廃棄物の運搬

以下のような、修繕工事等の一定の条件の下で建設工事に係る書面による請負工事で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人は「事業者」とみなされ、廃棄物処理業の許可が無くとも当該廃棄物の運搬が可能です。下請負人は事業者として産業廃棄物処理基準に従い適正処理を行わなければなりません。

(下請負人が自ら運搬を行う場合で、次の事項にすべて該当する産業廃棄物の運搬)

- ・産業廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること
- ・建設物その他の工作物に係る維持修繕工事又は瑕疵補修工事であること
- ・請負代金が500万円以下であること
- ・1回の運搬容量が1m³以下であることが明確な廃棄物であること
- ・運搬先が、元請業者が使用権限を有する保管場所(建設現場と同一または隣接都道府県内)や元請が委託した処理施設であること
- ・運搬途中で保管を行わないこと
- ・特別管理産業廃棄物に該当しないこと
- ・建設工事に係る請負契約に基づき、自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先、運搬機関等を具体的に記載した別紙を作成し携行すること

● 元請業者の消失等で廃棄物処理業の許可を有していない下請負人が行う委託

元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自らその廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際には、その下請負人が「事業者」とみなされます。この場合、下請負人であっても事業者として委託基準に従い、マニフェストを交付しなければなりません。

8.特別管理産業廃棄物

自己処理

排出事業者は、自らその特別管理産業廃棄物(P.18参照)を処理するときは、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う必要があります。

委託処理

特別管理産業廃棄物の処理を委託するときは、特別管理産業廃棄物許可業者と委託契約を締結する必要があります。さらに、運搬業者及び処分業者にあらかじめ下記の事項を記載した文書を交付する必要があります。

- 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿
- 取り扱う際に注意すべき事項

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している排出事業者は、事業場内における特別管理産業廃棄物による事故を防止し、適正に処理するために、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、市長に報告する必要があります。

設置(変更)報告書の様式、詳細は仙台市のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.sendai.jp/shido-jigyo/download/bunyabetsu/gomi/haikibutsu/tokubetsukanri.html>)

【特別管理産業廃棄物管理責任者の資格】

特別管理産業廃棄物管理責任者には、以下の資格・学歴及び実務経験が必要です。

		資格・学歴	実務経験	
生ずる事業場	感染性産業廃棄物を	イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士	—
		ロ	2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	—
		ハ	大学若しくは高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者	—
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場	感染性産業廃棄物以外の	イ	2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	—
		ロ	大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者	2年
		ハ	大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	3年
		ニ	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者	4年
		ホ	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	5年
		ヘ	高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した者	6年
		ト	高等学校又は中等教育学校の理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した者	7年
		チ	上記イからトまでに該当しない者	10年
		リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者	—

*実務経験とは、卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した年数をいう。

*同等以上の知識を有すると認められる者には、特別管理産業廃棄物管理責任者講習等を修了した者が含まれる。

特別管理産業廃棄物を生ずる排出事業者の帳簿備え付け

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる排出事業者は、事業場ごとに下記の事項を記載した帳簿(様式は自由)を備え、5年間保存する必要があります。

区分	記載すべき事項
運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

なお、運搬又は処分を委託した場合であって、紙マニフェストの記載事項が上記を満たしている場合は、それを時系列に綴って管理することで帳簿に代えることができます。電子マニフェストの場合は、受渡確認票やデータのダウンロードにより帳簿に代えることができます。

PCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者等は、毎年6月30日までに、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について定められた様式で市長に届け出る必要があります。また、保管する事業場を変更した場合、事業者の地位を承継した場合にも届出が必要です。

届出された保管及び処分の状況は、窓口で縦覧に供されます。(縦覧に供する分も含めて、届出は2部提出いただくこととなります。受領印を押した各事業者での控えが必要であればその分を1部追加して計3部提出となります。)

届出書の様式は仙台市のホームページからダウンロードできます。

(ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理 > PCB廃棄物の保管状況の届出様式)

9.指定有害廃棄物

硫酸ピッチは強酸性で腐食性があり、ドラム缶等の容器を腐食して地面に漏出します。

また、漏出した硫酸ピッチが雨水と接触すると有毒な亜硫酸ガスを発生するなど極めて毒性の高いものです。硫酸ピッチは指定有害廃棄物として指定されており、廃棄物処理法施行令で定める基準に従って行なう場合等を除き、原則として保管・収集運搬・処分が禁止されています。

これに違反した場合は、改善命令、措置命令の対象となるのみでなく、直ちに、廃棄物処理法第25条に基づき5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科という罰則が適用される場合があります。

【硫酸ピッチ】

廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって、著しい腐食性(pH2.0以下)を有するもの

*灯油、A重油から軽油を不正に製造する過程で発生する。

10.多量排出事業者の責務

計画書・報告書の提出義務

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している排出事業者は、その事業場の産業廃棄物の減量やその処理に関する計画を作成し、定められた様式で毎年6月30日までに市長に提出(原則として、宮城県ホームページ内の「みやぎ産廃報告ネット」から報告書を提出(「産業廃棄物実態調査票」の回答データを登録すると、多量排出事業者の実施状況等報告書が自動的に作成されます。)してください。また、これまで通り、紙で提出することもできます。)する必要があります。また、同様に、前年度の処理計画の実施状況についても報告する必要があります。

これらの計画及び実施状況はインターネットの利用により公表されます。

「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の様式は仙台市のホームページからダウンロードできます。

(ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理 > 手続き・届出・報告 > 産業廃棄物の多量排出事業者の皆様へ)

【多量排出事業者の範囲】

前年度に産業廃棄物が1,000t以上発生している事業場を有する事業者又は特別管理産業廃棄物が50t以上発生している事業場を有する事業者(業種限定なし)

電子マニフェスト使用の義務

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち前々年度の発生量が50t以上(PCB廃棄物を除く)の事業場は電子マニフェストの使用が義務化されました。(2020年4月1日から施行)

11.市内搬入処分届出

「1箇月に5tを超える産業廃棄物・特別管理産業廃棄物」を

○県外から市内へ搬入して処分する場合

事前に仙台市長への届出をしなければなりません。届出にあたっては、環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課へお問い合わせください。

12.産業廃棄物の種類

排出業種	種類	具体例
全ての業種に係る産業廃棄物	① 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥)、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等
	② 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、上・下水道汚泥、製紙スラッジ、中和汚泥、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす等
	③ 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤(シンナー、アルコール類)、タールピッチ類等
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、エッチング廃液、pH7未満の廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃苛性ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液、pH7を超える廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物、塗料かす(固形状のもの)、廃イオン交換樹脂、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす、ビニールロープ、梱包用PPバンド、ポリひも、ポリトレイ等
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類)
	⑧ 金属くず	切削くず、空き缶、スクラップ等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、破損ガラス、シボレックスかす、生コンの残さの脱水固化物、石膏ボード等(コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものを除く。)
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むもの(コンクリート、アスファルトの破片等) なお、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものを除く。
	⑫ ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕集されるもの
特定の業種に係る産業廃棄物	⑬ 紙くず	パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業(新聞巻取紙を使用するもの)・出版業(印刷出版)・製本業・印刷物加工業より排出される紙、板紙等くず、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず
	⑭ 木くず	木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業より排出される木材片、おがくず、パーク類等、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず、物品賃貸業に係る木材片等及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	⑮ 繊維くず	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物性又は植物性の残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業より排出される牛、馬、豚等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業より排出される牛、馬、豚等の死体
⑳ 処分するために処理したもの (政令第2条第13号の産業廃棄物)	①～⑨に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)	

※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(例:石綿を含む成形版等。但し次頁の廃石綿等を除く。)は「石綿含有産業廃棄物」として、上記の20種類のいずれかに分類されます。

※水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令に定めるもの(例:蛍光灯、水銀体温計等)は「水銀使用製品産業廃棄物」として、上記の20種類のいずれかに分類されます。

※ばいじん・燃え殻・汚泥・鉱さいにあつては1kgにつき、廃酸・廃アルカリにあつては1Lにつき、水銀を15mgを超えて含有するものは「水銀含有ばいじん等」として、上記の20種類のいずれかに分類されます。

13. 特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状及び具体例	
① 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70℃未満の燃焼しやすいもの)	
② 廃酸	pH2.0以下の酸性廃液 [例：廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸]	
③ 廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液 [例：苛性ソーダ廃液、苛性カリ廃液、石灰廃液]	
④ 感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される産業廃棄物のうち、感染性病原体を含む血液や体液等の付着したもので、又はそのおそれのあるもの (天然繊維のガーゼや包帯等は感染性一般廃棄物に該当します。) 【医療関係機関等とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいいます。】	
⑤ 特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB(原液)及びPCBを含む廃油 [例：PCB原液、トランス、コンデンサ等から取り出した絶縁油、熱媒体、潤滑油]
	PCB汚染物	(a)PCBが塗布、又は染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず [例：感圧紙、PCBを拭き取った布(ウエス)、漏洩場所の建材] (b)PCBが付着、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 [例：トランス、コンデンサ、蛍光灯の安定器、絶縁テープ]
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準 ^(*1) に適合しないもの
	廃水銀等	(a)廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの(以下の(i)及び(ii)) (i)次の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。) 1 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品 廃棄物から水銀を回収する施設 2 水銀使用製品の製造の用に供する施設 3 灯台の回転装置が備え付けられた施設 4 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設 5 国又は地方公共団体の試験研究機関 6 大学及びその附属試験研究機関 7 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 8 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 9 保健所 10 検疫所 11 動物検疫所 12 植物防疫所 13 家畜保健衛生所 14 検査業に属する施設 15 商品検査業に属する施設 16 臨床検査業に属する施設 17 犯罪鑑識施設 (ii)水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 (b)廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないもの ^(*2) に限る。)
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4により指定された汚泥
廃石綿等	(a)建築物、工作物、構築物、車両等から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出される養生シート等で石綿が付着しているおそれのあるもの (b)大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設から生じる石綿で、集じん装置で集められる飛散性のもの及び石綿が付着している廃棄物	
その他の有害産業廃棄物(P.19参照)	汚泥、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、銻さい、廃油及びそれらの中間処理物であって、それぞれ法で定められた特定施設等を有する事業場から排出され、該当する有害物質等の量が環境省令の基準を超えて検出されるもの(特定施設以外から排出される場合でも、産業廃棄物の分析調査結果が基準を超える場合は、特定有害産業廃棄物と同じような扱いをしてください。)	

(*1)①廃油:0.5mg/kg以下 ②廃酸・廃アルカリ:0.03mg/L以下 ③廃プラスチック類・金属くず:付着していない、または封入されていない
④陶磁器くず:付着していない ⑤その他:0.003mg/L以下

(*2)水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること

特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)

	燃え殻・ばいじん・鉍さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉍さい (mg/L)	処理物 (廃酸・廃アルカリ) (mg/L)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外) (mg/L)	処理物 (廃油・廃アルカリ) (mg/L)	処理物 (廃油・廃アルカリ以外) (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物 (廃酸・廃アルカリ) (mg/L)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外) (mg/L)
アルキル水銀	ND ¹⁾ (検出されないこと)	ND ¹⁾	ND ¹⁾			ND	ND	ND	ND
水銀	0.005 ¹⁾	0.05 ¹⁾	0.005 ¹⁾			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1, 2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1, 1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1, 2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1, 1, 2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1, 3-ジクロロプロパン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1, 4-ジオキサン	0.5 ²⁾	5 ²⁾	0.5 ²⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算)	3ng/g ³⁾	100pg/L ³⁾	3ng/g ³⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	判定基準省令	施行規則	判定基準省令	施行規則	判定基準省令	判定基準省令	施行規則	施行規則	判定基準省令
	別表第1・第5	別表第2	別表第6	別表第2	別表第6	別表第5	別表第2	別表第2	別表第6

注 1)ばいじん及び鉍さい並びにその処理物に適用する。

2)ばいじん及びその処理物に適用する。

3)鉍さい及びその処理物は除外する。

(出典：環境省ホームページ)

- 燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい及び産業廃棄物を処分するために処理したものを埋立処分する場合、溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度が上記の判定数値を超える場合は特別管理産業廃棄物になります。(ダイオキシン類については、「溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度」を「含まれる量」に読み替え)
- 廃酸・廃アルカリについては、含有試験を行い、含有する有害物質の濃度が上記の判定数値を超える場合は特別管理産業廃棄物となります。

14.届出・報告一覧

届出・報告の種類	届出・報告義務者	届出・報告の内容、期間、期限	根拠規定
産業廃棄物管理票 交付等状況報告書	産業廃棄物の処理を委託した 事業者	前年度に交付した産業廃棄物管理票につ いて、6月30日までに報告	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の3第7項
措置内容等報告書		交付した管理票のうち委託業者から運搬終 了、処分終了等の管理票の写しが所定の 期間を過ぎても送付されない場合、必要事 項が記載されていない、若しくは虚偽の記 載のある管理票の写しの送付を受けた場 合、あるいは委託業者から収集、運搬又は 処分を適正に行うことが困難となり、又は困 難となるおそれがある事由が発生した旨の 通知を受けたが、当該委託業者に引き渡し た産業廃棄物の運搬終了、処分終了の管 理票の写しの送付を受けていない場合、30 日以内に報告	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則第8条の29
		電子マニフェスト制度において情報処理セン ターから運搬又は処分終了等の報告が、期 間内になされていない旨の通知を受けたも の又は虚偽の内容を含むものである場合、 30日以内に報告	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則第8条の38
特別管理産業廃棄物 管理責任者設置 (変更)報告書	特別管理産業廃棄物を排出 する事業場を設置している事 業者	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任 又は変更した場合、30日以内に報告	仙台市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する規則第44条第 2項
産業廃棄物処理 計画書	産業廃棄物の多量排出事業 者(前年度の産業廃棄物の発 生量が1,000t以上である事 業場を設置している事業者)	産業廃棄物の減量や処理に関する計画を 作成し、当該年度の6月30日までに提出	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条第9項
産業廃棄物処理 計画実施状況報告書		前年度の産業廃棄物処理計画の実施状 況について、6月30日までに報告	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条第10項
特別管理産業廃棄物 処理計画書	特別管理産業廃棄物の多量 排出事業者(前年度の特別管 理産業廃棄物の発生量が50t 以上である事業場を設置して いる事業者)	特別管理産業廃棄物の減量や処理に関す る計画を作成し、当該年度の6月30日まで に提出	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の2第10項
特別管理産業廃棄物 処理計画実施状況 報告書		前年度の特別管理産業廃棄物処理計画 の実施状況について、6月30日までに報告	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の2第11項
市内搬入 処分届出書	県外から市内へ1月に5tを超え る産廃・特管を搬入して処分す る排出事業者	搬入の1週間前までに届出	仙台市産業廃棄物の適正処理 に関する指導要綱第10条第3 項

届出・報告の種類	届出・報告義務者	届出・報告の内容、期間、期限	根拠規定
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者	PCB廃棄物の保管及び処分状況について、当該年度の6月30日までに届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項
PCB廃棄物の保管事業場の変更届出書		PCB廃棄物を保管する事業場を変更した場合、10日以内に届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条
PCB廃棄物の処分・保管終了届出書		PCB廃棄物の処分を終了した又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した場合、20日以内に届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項
PCB廃棄物の承継届出書		事業者について相続、合併又は分割(その保管するPCB廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る)があった場合、30日以内に届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第16条第2項
産業廃棄物事業場外保管届出書	建設工事に伴い発生する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を、排出した事業場の外、面積が300m ² 以上の場所で自ら保管を行う排出事業者(当該工事の元請業者)	原則として事前に届出(*) *届出の対象外:産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管、法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管及びPCB廃棄物の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、施行規則第8条の2、第8条の2の2
産業廃棄物事業場外保管変更届出書		非常災害のために必要な応急措置として行われた事業場外保管について、保管した日から14日以内に届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、施行規則第8条の2の7
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書		届出事項を変更する場合、原則として事前に届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、施行規則第8条の2の5
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	事業場外保管をやめた場合、30日以内に届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6	
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物を収集運搬した者	前年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬の実績について、6月30日までに報告	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第44条第4項第3号
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物を中間処分・最終処分した者	前年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の中間処分・最終処分の実績について、6月30日までに報告	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第44条第4項第4号、第5号
産業廃棄物処理施設実績報告書	産業廃棄物処理施設設置事業者	前年度の産業廃棄物処理施設処理実績について、6月30日までに報告	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第44条第3項

●様式については、環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課までお問い合わせ下さい。

15. 罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に違反した場合には、次のような罰則が適用されます。

廃棄物処理法	罰則の内容	罰 則
第25条 第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ①無許可営業 ②営業許可の不正取得 ③事業範囲の無許可変更 ④事業範囲の変更許可の不正取得 ⑤事業停止命令違反、措置命令違反 ⑥委託基準違反 ⑦名義貸しの禁止違反 ⑧処理施設無許可設置 ⑨処理施設設置許可の不正取得 ⑩処理施設の無許可変更 ⑪処理施設の変更許可の不正取得 ⑫無確認輸出 ⑬処理業の受託禁止違反 ⑭廃棄物の投棄禁止違反 ⑮廃棄物の焼却禁止違反 ⑯指定有害廃棄物の保管・処理禁止違反 	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
	⑰第1項第12号、第14号、第15号の未遂行為を行った場合	
第26条	<ul style="list-style-type: none"> ①委託基準違反、再委託禁止違反 ②施設改善命令違反・使用停止命令違反、措置命令違反 ③施設無許可譲受け、無許可借受け ④無許可輸入 ⑤輸入許可条件違反 ⑥不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（予備罪） 	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科
第27条	<ul style="list-style-type: none"> ①無確認輸出目的の予備 	2年以下の懲役 200万円以下の罰金 又はこの併科
第27条の2	<ul style="list-style-type: none"> ①管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載 ②運搬業者管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載 ③管理票回付義務違反 ④処分業者管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載 ⑤管理票写し保存義務違反 ⑥虚偽管理票交付 ⑦管理票未交付による産業廃棄物の引渡し ⑧虚偽管理票写し送付または報告 ⑨電子管理票虚偽登録 ⑩電子管理票報告義務違反、虚偽報告 ⑪勧告命令違反 	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
第28条	<ul style="list-style-type: none"> ①情報処理センターに係る秘密保持義務違反 ②土地形質変更命令違反 	1年以下の懲役 50万円以下の罰金

廃棄物処理法	罰則の内容	罰 則
第29条	①欠格要件該当届出義務違反、事業場外保管届出義務違反 ②施設使用前検査受検義務違反 ③施設計画変更等命令違反 ④処理困難通知義務違反、虚偽通知 ⑤処理困難通知写し保存義務違反 ⑥土地形質変更届出義務違反、虚偽届出 ⑦事故時応急措置命令違反	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
第30条	①帳簿備付け・記載・保存義務違反、虚偽記載 ②業廃止・変更届出、施設廃止・変更届出、相続届出義務違反、虚偽届出 ③定期施設検査拒否、妨害、忌避 ④施設の維持管理事項記録・備付け義務違反、虚偽記録 ⑤処理責任者・管理責任者設置義務違反 ⑥有害使用済機器の保管または処分の届け出義務違反・虚偽届出 ⑦報告拒否、虚偽報告 ⑧立入検査・収去拒否、妨害、忌避 ⑨技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
第32条 第1項	①第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号、第15号または第2項に該当する違反行為 ②第25条第1項（第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号、第15号または第2項を除く）、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条または第30条に該当する行為	両罰規定（対法人） 3億円以下の罰金 各本条の罰金
第2項	①両罰時効期間は、第25条の罪についての時効の期間による	
第33条	①非常災害時事業場外保管届出義務違反、土地形質変更届出義務違反、虚偽届出 ②多量排出事業者減量計画提出義務違反、虚偽記載 ③多量排出事業者減量計画報告義務違反、虚偽報告	20万円以下の過料
第34条	①未登録の登録廃棄物再生事業者の名称使用	10万円以下の過料

16.関係機関

行政

- ◆宮城県 環境生活部 廃棄物対策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 <https://www.pref.miyagi.jp/>
TEL: 022-211-2463(指導班)
TEL: 022-211-2467(不法投棄対策班)
TEL: 022-211-2648(施設班)
- ◆宮城県警察(生活環境課)
〒980-8410 仙台市青葉区本町三丁目8-1 <https://www.police.pref.miyagi.jp/>
TEL: 022-221-7171(代表)
- ◆環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2-2 中央合同庁舎5号館 <https://www.env.go.jp/>
TEL: 03-3581-3351(代表)
- ◆環境省 東北地方環境事務所 資源循環課
〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第二合同庁舎6F <https://tohoku.env.go.jp/>
TEL: 022-722-2871

マニフェスト販売・(特別管理)産業廃棄物講習会等申込

- ◆(一社)宮城県産業資源循環協会
〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4-15 仙台市交通局庁舎4F
<https://www.miyagisanpai.or.jp/> TEL: 022-290-3810

マニフェスト販売・(特別管理)産業廃棄物講習等実施協力

- ◆(公社)全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木三丁目1-17 第2ABビル4F <https://www.zensanpairren.or.jp/>
TEL: 03-3224-0811(代表)

(特別管理)産業廃棄物講習等実施

- ◆(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24-6 上野フロンティアタワー13F
<https://www.jwnet.or.jp/>
TEL: 03-5807-5913

電子マニフェストシステム運用

- ◆(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24-6 上野フロンティアタワー13F
<https://www.jwnet.or.jp/>
TEL: 03-5807-5911

全国産業廃棄物処理業者のインターネットによる情報検索

- ◆(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
<https://www2.sanpainet.or.jp/>
TEL: 03-3526-0155

廃棄物処理施設技術管理者講習申込

- ◆(一財)日本環境衛生センター(JESC)(総局・東日本支局)
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
<https://www.jesc.or.jp/>
TEL: 044-288-4896(東日本支局 総務部)

PCB 廃棄物の処理(※)

- ◆中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道PCB処理事業所
〒050-0087 北海道室蘭市仲町14-7 TEL: 0143-22-3111
<https://www.jesconet.co.jp/index.html>
※高濃度PCBに限ります。低濃度(微量)PCBについては、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設で行います。(環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

労働安全衛生法に係る石綿(アスベスト)対策工事届出窓口

- ◆厚生労働省 宮城労働局 仙台労働基準監督署 安全衛生課
〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL: 022-299-9073
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

ごみの不法投棄や
野外焼却を見かけたら

産廃 110 番

TEL:022-214-3809

(平日 8:30~17:15)

FAX:022-214-8356

(17:15~翌日 8:30、土、日、祝日)

※不法投棄された廃棄物は、もし投棄者が見つからない場合その土地等の管理者が処分しなくてはなりません。民有地に投棄された場合、原則として市役所で代わりに片付けることはできませんので、常日頃から不法投棄をされないような土地等の管理をお願いいたします。



【産業廃棄物に関するご相談は】

仙台市環境局

廃棄物事業部 事業ごみ減量課

TEL:022-214-8235(事業係)

022-214-8236(施設係)

FAX:022-214-8356

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 2 階

仙台市ホームページ <https://www.city.sendai.jp/>

発行: 令和 5 年 8 月

編集: 仙台市環境局 廃棄物事業部 事業ごみ減量課

再生紙使用